初期カペー王朝のDomaine Royal (上) : フィリップ一世の時代における

森,洋

https://doi.org/10.15017/2333992

出版情報: 史淵. 76, pp.31-54, 1958-06-20. 九州大学文学部

バージョン: 権利関係:

初期カペー王朝の Domaine Royal (上)

フィリップ一世の時代における

森

序——問 所 題 の 所 在

一、名 称

一、土地所有

villa, villula

terra, locus, alodium, mansus

(以上本号)

利

支

配

序 問 題 の 所 在

済的にも、ここに存したと推定すべきであるからである。カペー朝の場合にも、フィリップ・オーギュスト以後、王がフ と云えよう。諸王の権威・権力の性格を如何に規定しようとも、彼等の直接的な足がかりは、法的にも、社会的にも、経 西欧中世王権の最も主たる権力源の一つとして、いわゆる 《domaine royal》 が注目されることは、真に当然である 初期カペー王朝の Domaine Royal (上)

洋

Ξ

des domaines de la couronne の範囲如何。如何なる所有を、この王はこれに加えたか。如何にして、 成、apanage 制の成立、更にその不可変性(inaliénabilité)原則の確立などは、その指標たるに充分である。 しかしな ランス内部はもとより、ドイツ、イギリスの諸王や皇帝に対して、又教皇に対してすらも優越性を示し得た十三世紀にお 不可分のものとして、 それ自体独立した研究対象となり得るであろう。 而して、 その課題を 一応果したも の と し て、 がら、十二世紀以前の、いわゆる初期カペー諸王 (Les premiers Capétiens, 987—1180.) の時期の≪domaine royal≫ 七八三年アカデミーの懸賞論文募集以来、充分には解明されたことのない課題であると云えよう。 によつて、これらの domaines は、フィリップ・オーギュスト治下にいたるまで、専ら増加したか。」という問題は、一 W.M.Newman の業績を無視することは許されない。 そして彼自身が述べているように、「ユーグ・カペー登極の際の 諸変革が進行していた時代であることを知る際に、初期カペー朝の ≪domaine royal≫ は、王権そのものの変質過程と を、我々は之と同一範疇において論じ得るであろうか。たまたま十一・十二世紀が、その社会のすべての面にわたつて、 いて、之は正しく王権力を裏ずけるに足る、 明確な存在を確立したと云えよう。 即ちバイィを中核とする官僚組織の 完 又如何なる手段

裁判権は droits régaliens の中で最も本質的なものとみなし得るし、又王が旧 vicaria を手放す際に、 交易につき保有する諸権利の綜体(l'ensemble des droits)」であるに過ぎない。 この定義は、従来何等かの形で領域性 象としたのは 使する土地の——或は領域の——綜体」(les terres où····, les territoires sur lesquelles····)である。何となれば、 を予想していた歴史家たちに正面から相反し、又その故に、方法論上様々な問題を残すものであるが、彼自身が直接の対 定義による。彼によれば、十一・二世紀の人々の ≪domaine≫ 概念は、何等領域的なものを含まず、「王が土地、人及び Newman の研究が多くの反響を呼んだのは、彼が《domaine royal》、特にいわゆる《domaine laïque》に与えた A. Fliche の定義であつた。後者によれば《domaine royal》とは、「王が其処に裁判権(justitia)を行 しばしば裁判権

のみを保留する例が見出されるからである。従つて王の直接所有しない土地でも、≪domaine≫に含まれ得るのである。

あ る。14 此処において、彼の一貫した主張である、≪domaine≫と≪pouvoir≫の 峻別という原則がかえりみられなければならな 感知せしめるにいたつた所以は、決して domanial な裁判権によるものではなく、純粋に王の裁判権によるものである。」 世は本源的な裁判権(le droit primordial de justice)は殆んど手放さず、・・・・ 授封によつて、その domaine におけ い。との事は同時に、すべての comtal な要素、≪fief≫ 的要素を対象から排除するという原則をも招来しているからで る王権力を減少せしめなかつた」と結論ずけた点に関しても、 彼はするどい批判をあびせた。「カペー諸王がその存在を 当時の諸概念・諸現象の多様性を無視した単純論であると評した。 更に Fliche が「フィリップ一

droits seigneuriaux, les droits domaniaux の混同を指摘し、それらがすべて Souveraineté に吸収されたと説く J. Flach の対象としたのは、それらがともに王の収入源として機能しているからに過ぎないとも云えよう。 féodal なものとを区別しようと試みている点に注目すべきであり、極言すれば、≪domaine≫と≪fief≫とを同時に考察 の見解において頂点に達したと見るべきであろう。 而も他面、 彼等の何れもが、一応王 の 直接支配下にあ る も の と、 souverain としての属性に帰属する。≪domaine≫もその例外ではあり得ない。かかる観点は、les droits royaux, les この線にそつて、特に Newman が 批判の 対象 としているのは A. Luchaire の 古典的業績である。 Luchaire に souverain たる王 は 同時に suzerain であつた。 しかしながら、 その pouvoir は、 すべて最後的には王の

つ点に疑問の余地はない。最初期の Parisis をはじめとする Châtrais, Pincernais, Etampois, Madrie, Orléannais の支配権が comtal と規定された場合である。たしかに、ユーグ・カペー以来の comté 獲得併合が、少ならぬ意味を持 との際特に問題となるのは、 comté がそのまま、 王の直轄下に置かれた場合、 又は≪domaine≫そのものに対する王

初期カペー王朝の Domaine Royal (上)

comitatus の有した行政管区としての領域的意味をつとに失つている事が明白であり、カペー家の手に入つてからも、絶 等の一群、アンリー一世時代の Sens (1055)、フィリップ一世治下の Gâtinais (1068). Corbie (1071), Vexin (1079). 建的諸関係は一括して、別個の問題に還元し得ると考えたい。 か。この点を我々は Newman と共に疑わねばならない。 而してこの際、この語の使用法の 混乱を指摘すると共に、封 Bourges (1101) 等の併合は、著しく≪domaine≫を拡大し、強化したであろう。 しかしながら、之等がカロリンガ朝の は、果して許されるであろうか。 又之等に対する王の支配に comtal という形容詞を冠する事は、 果して 妥当であろう えず贈与・移転・分割の対象となつた事を、 文書類が明証している以上、 その名の故に領域性 を 前提として重視する事

de····≫と云う語で始まる点に端的にうかがい得るように、何等かの領域性が仮に前提し得るとしても、それは極度に分 concession)、或は、第三者又は過去の同様な法行為を確認する(confirmation)する場合にのみ 発 せ ら れ る王 の 文書 如く大差はないように思われる。Newman も、その定義にもかかわらず、土地所有の部分を認めるに吝かではない。 の一つである。"」 何となれば我々が その内容をうかがい得る唯一 の 史料は、 対象物 が 贈与譲渡 され る か (donation, であろうことは想像に難くない。而も他方、少くともフランスにおける学説史において、その対象とする範囲は、上述の 解分散したものであろうと云う点である。之等の障碍がこの分野の統一的観点及び一致した見解を生み出す妨げになつた り得る時は、正にその瞬間にこの部分は王の手から離れているのである。更にその定義が、何れの場合にも《l'ensemble (chartes, diplômes) に限られているからである。換言すれば、我々が≪domaine royal≫の何等かの部分の存在を知 「十三世紀以前の時期を通じての、 この domaine を正確に決定することは、 歴史家 に 課せられ得る最も困難な努力

いる点に注目すべきであろう。そして、その一般的な性格は、≪seigneurie≫と規定するのが適当と考えられる。しかし 他方、研究史の何れの部分も、ユーグ・カペー以後二世紀間、殆んど質的には変化のない《domaine royal》を想定して

ではない。 ら顕著になつた事実を指摘するが、之等は何れも、≪domaine≫の量的変化を示すもので、 質的変化の解明に資するもの Newman ∞' censier に変質じたと考えられるこの時期を通じて、 \ll domaine royal \gg のみが一貫した性格を示すという事、換言すれ この時期にカペー王権がカロリンガ王権の擬態を排し、より身近かなものに足がかりを求めた結果と理解され てい る。 れない。Luchaire は、ほぼルイ六世治下に、≪domaine≫が集中される過程を指摘した。しかし之は、 王権の側から、 ば時間の経過による変質の過程を止揚して、一義的にのみ之を定義するという方法自体は、決して妥当なものとは考えら ながら、十一・二世紀という「大変貌」期に、即ち人口増加や生産手段の改善等によつて、 seigneur foncier がseigneur 之が Loire 河の方向に主として伸張する傾向を、又 Longnon と共にパリ中心主義が、 一一二〇年代か

domanial であれ――包含するが故に、「それを所有する者に対して、政治上、軍事上、 裁判上、 経済上の諸権利を賦与 immunitas 文書にとつて代つた。すでに droits régaliens を吸収していた immunitas の発展した結果である 殺人(homicidium)の四重犯に対する裁判権 vicaria を、 他の裁判権やその 他の 諸権利を—— seigneurial であれ の形成を結果せしめ、之等は「封建制の第二層」をなすにいたる。 かかる従来のそれとは異質な領域性を有する seigneurie territoriale 形成の段階をへて、十世紀未から十一世紀初にかけて城(châteaux forts)を中心とする《châtellenies》 ≪consuetudo≫は、命令権(bannum)、執行権(districtio)、 更に誘拐(raptus)窃盗(furtum)放火(incendium) 連の変質現象である。 カロリンガ朝の droits régaliens の分散は、先ず pagus 又は数 pagi による principauté 此処で注目すべさは、J.-F. Lemarignier 等によつて典型的に把握された、十・十一世紀の 《les droits seigneuriaux》をあらわす語、《consuetudo, consuetudines》は、 十一世紀初から、除々に pagus 解体 に伴う

概念は又、Ch.-E. PerrinがLorraine について析出した概念にも対応するものがある。即ち「命令し、拘束し、且罰す 権を行使する土地——或は領域——の綜体」という定義を、止揚する場として、最も適合性を有する可能性がある。 間的把握を補うかに見える。特に著しく相対立する Newman の「諸権利の綜体」という定義と、Fliche の「王が裁判 を極限までおし進めることを許すことにより成立した領域経営、或は支配、≪seigneurie banale≫がそれである。 る権利」droit de ban, bannus を中核とし、それを「支配の驚くべき手段」として、 seigneurs に seigneuries 経営 との seigneurie 概念は、一見して従来の≪domaine royal≫研究に欠けていたもの、即ちその対象の立体的把握と時 この

諸語の解釈とともに、従来のフランスの学説史に、相当大胆な変革を試みたものと考える際に、それを Newman を越え royal≫についても妥当であろうか。特に Perrin の ban seigneurial、すぐれてドイツ的な「罰令権」の前提が、 いて、Mâcon について、或は Poitou, Normandie 等 について進められつつある如上の 把握は、 果して 《domaine て一般化するためには、細心の準備が要求されるのではあるまいか。 こうした研究の存在は、我々に seigneurie としての≪domaine royal≫の再考を余儀なくさせる。 Lorraine 他の につ

分析である。との選択は第一に史料上の制約による。しかし乍らより積極的には、Lemarignier 等が上述の 如く、 及び封建制と関連する諸問題については、之を別稿にゆずりたいと思う。更に又此処にとりあげる支配にとつて、人的諸 不可能であるし、又 Newman 自身によつて、現状で望み得る限り果されている。 又いわゆる 《domaine écclésiastique》 の諸結果があらわれていなければならないからである。更に課題は Newman のいわゆる≪domaine laïque≫に限定せ して十一世紀前半に変質の過程を求めた以上、当然十一世紀後半から十二世紀初の期間をしめるこの王の治世に、それ等 以下本稿の対象とする所は、フィリップ一世(1059—1108)の文書を中心とする≪domaine royal≫の構成及び支配の その量的な究明はそれが王権そのものとかかわりあいを有する限り、不可欠ではあるが、史料の性格上 主と

註

日を期したい。

- をめぐつて――(上)」青山経済論集七ノ四。 フィリップ・オーギュスト初期の Auctoritas Superlativa1、拙稿「十二世紀後半におけるカペー王権の変質に就いて――
- α' H. F. Delaborde, Recueil des actes de Philippe-Auguste, Roi de France, t. J. Paris, 1916, n° 345, p. 417,

 ≪In primis igitur precipimus ut baillivi nostri per singulos prepositos in potestatibus nostris…

 »

「先ず朕の baillis は、朕の potestas に属する各 prèvôté 毎に…」「而して朕の propriae の名によつて区分される朕の土地に bailli を制定し…」之等の機能については、Fr. Olivier-Martin, Histoire du droit français des origines à la Révolution, 2º tirage, Paris, 1951, p.235. sq. E. Chénon, Histoire générale du droit français public et privé, des origines à 1815, t. [., Paris, 1926, p. 610. sq. A. Luchaire, Manuel des Institutions françaises, période des Capétiens directs, Paris, 1892, p.266. sq. p.543 sq. 註3参照

が Ch. Petit-Dutaillis, Etude sur la vie et le règne de 初期カベー王朝の Domaine Royal(上)

Louis VII (1187-1226), B.E.H.E., 109° fasc., Paris, 1894, p. 362. sq. Olivier-Martin, op. cit., p. 317-319. v° Olivier-Martin, op. cit., p. 319. sq. 理論的以近 P. N. Riesenberg, Inalienability of Sovereignty in Medieval Political Thought New York 1956

然しての事は十四世紀以後に属し、西欧各国について云えPolitical Thought, New York, 1956.

よう。

- o' W.M.Newman, Le domaine royal sous les premiers Capétiens (987-1180), Thèse pour le doctorat ès lettres présentée à la faculté des lettres de l'Université de Strasbourg, Paris, 1937.
- 6、Newman, op. cit., p.II-X. 一七八五年に再募集された。その結果は De Hesdin, Mémoire sur le domaine royal depuis le règne du dernier Lothaire jusque sous le règne de Louis II mort en 1180. なる Bruxelles 王立図書館所蔵の手稿本のみである。
- 7、Newman, op.cit, p.3, p.65. etc.

諸権利の一覧表である。第二部に主力が注がれているが、む究であり、第二部は、各王の治世毎にまとめられた、それらと ≪domaine écclésiastique≫ に属する諸権利の質的研との研究は二部に分かたれる。第一部は≪domaine laïgue≫

初期カペー王朝の Domaine Royal (上)

- の定義も、むしろ第二部をふまえてなされている。製の必要によつて制約を受けているのではないだろうか。こしろ問題になり得るのは第一部であり、之は多分に一覧表作
- ው 여 씨건 Petit-Dutaillis, La monarchie féodale en France et en Angleterre, Y''-XIII'' siècle, Paris, 1933, p. 16.Id., Louis VII., p.358 sq. A. Longnon, et H.F. Delaborde, La formation de l'unité française, Paris, 1922, p.36. 等。註日参照。
- の、P.Petot, Compte rendu de Newman, R.H.D.1940-41, p.177. J.-F. Lemarignier, Recherches sur l'hommage en marche et les frontières féodales, Lille, 1945, p.23, n.53. 等の書評を参照セよ。
- A. Fliche, Le règne de Philippe [er, Roi de France (1060-1108), Paris, 1912, p.123, 128-129.
- 1. Newman, op. cit., p. 56.
- 2', Fliche, op. cit., p. 137
- 16、17。 16、17。
- 14、Newman, op.cit. p. XI-XV, p. 3, p. 56-57. 此処に彼は書名等は示さずに Petit-Dutaillis の名を挙げて批判する。
- 15' Newman, op. cit. p. XIV, n.1, p.3. n.1
- A. Luchaire, Histoire des institions monarchiques de la France sous les premiers Capétiens (987-1180), 2º

- éd., 2 vols., Paris, 1891.
- 張する。 『idée monarchique が決して消滅していなかつたことを主l'idée monarchique が決して消滅していなかつたことを主明ながある。
- 18、Luchaire, Hist. des Inst., I, p.119. ete. その点 Fliche, op. cit. p.138. も同見解である。 Luchaire がとの範疇に関して、直接的には prévôts によつて支配される狭義の≪domaine royal≫=土地所有、とその propriétaire 又はseigneur direct として享受する諸収入、suzerain としてvassaux に賦与した fiefs からの収入を、一応区分し乍ら、vassaux に賦与した fiefs からの収入を、一応区分し乍ら、それらを何れも souveraineté に帰納せしめんとしている点をはない。
- 以注意 (I, p.88-92. etc.)。 9、J.Flach, Les origines de l'ancienne France, X° et XI°

siècle, t. II., Paris, 1904, p. 487-488.

- & Luchaire, Hist. des Inst, I, p. 91-92, II, p. 30sq. Flach, op. cit, p. 486. Ch. Pfister, Études sur le règne de Robert le Pieux (996-1031), B.E.H.E., 64° fasc., Paris, 1885, p. 102, p. 132. Fliche, op. cit. p. 156-158.
- 21、註多参照。例えば Longnon, op. cit. p. 36. によれば、 《domaine royal》 とは 《l'ensemble des terres où le roi avait conservé la puissance comtale, même s'il en avait concédé des parcelles en fief à des vassaux》で

あり、Petit-Dutaillis, Louis W. p. 358. によれば ≪la partie du royaume où il n'y a pas d'autre baron que le roi≫で、此処で云う baronと は、概念上 comte de Champagne, comte de de Bretagne 等をも指す。

N' Pfister, op. cit., p.119-121. J. Dhondt, Études sur la naissance des principautés territoriales en France (Ke. V. siècle), Brugges, 1948, p. 112, 113 et n.1.2.

%' Luchaire, Hist. des Inst., I, p. 223, n. 3.

2, Fliche, op. cit., p. 138 sq.

% Fliche, op. cit., p. 144 sq.% Fliche, op. cit., p. 147 sq.

ম Fliche, op. cit., p. 150 sq.

2° Newman, op. cit., p. X.

註19所掲の Flach の研究をめぐつて、一連の論争が展開した。即ち F. Lot, Fidèle ou vassaux? Essai sur la nature juridique du lien, qui unissait les grands vassaux à la royauté depuis le milieu du II's jusqu'à la fin du III's siècle, Paris, 1904. A. Dumas, Encore la quesiton 然fidèle ou vassaux?》, N. R. H. D, 1926. L. Halphen, La royauté française au II's siècle, à propos d'un livre de J. Flach, R. H., t. LXXXV, 1904, dans 《A travers l'histoire du moyen-âge, Paris, 1950. 等がそれである。此処から、最も《la monarchie féodale》の本質である。此処から、最も《la monarchie féodale》の本質にふれた問題が展開されるであろう。又Petot, op. cit., p.

180. は、十二世紀以前の domaine と fief の区別の明瞭さに疑いを抱いている。彼が引用する Langres 教会文書 (12 28) の参照は不可能であるが、 Petit-Dutaillis, Recueil des actes de Philippe-Auguste, t. II, 1943, n°621, p. 168, a° 1200. に≪…et omnia alia de quibus contentio erat inter nos et comitem, scilicet feoda et dominia …≫「…朕と (Flandre, Hainaut) 伯の間に存した他の争点、即ち feoda と dominia …」とあり、十二世紀末には少くとも、明瞭な区分が行われていた。よつて本稿も feoda をくとも、明瞭な区分が行われていた。よつて本稿も

S' Luchaire, Hist. des Inst., I, p. 88.

Mせねばならない。 Newan, op. cit., p. XIV. p. 86-87. Phondt, p. 259 sq, et p. 270. も donations のみをとる。

32、註18、20、21参照。

3. Newman, op. cit., p.s sq.

1°7 の domaine のみで ≪domaine royal≫ の一般的定義3、Luchaire, Newman はもとより、Fliche すら、 Philippe

5. Newman, op. cit., p.3 Cf. Luchaire, Hist. des Inst., I, p. 88, p. 91. Petit-Dutaillis, La monarchie féodale, p. 16. M. Bloch, Les caractères originaux de l'histoire rurale française, I, Paris, 1952, p. 68. sq., I, 1956, p. 89.

初期カペー王朝の Domaine Royal (上)

- 器、Bloch, op. cit., I, p. 97
- 5. A. Dumas, Le régime domanial et la féodalité dans la France du moyen-âge, dans 《Le Domaine》, Recueil de la société Jean Bodin, IV, Bruxelles, 1949, p. 156.
- de la société Jean Bodin, IV, Bruxelles, 1949, p. 156. %, Luchaire, Hist. des Inst., II., p. 252-253, p. 254-256. Id., Louis VI le Gros, annales de sa vie et de son règne (1081-1137), Paris, 1890, p. LXV-LXXXV, p. CXIII.

8. Newman, op. cit., p. 94-95: p. 99. Longnon, op. cit.,

- 名、図代宏見は J.-F. Lemarignier, La dislocation du 《pa-gus》 et le problème des 《Consuetudines》, dans Mélanges d'histoire du moyen-âge, dédiés à la mémoire de Louis Halphen, Paris, 1951, p. 401-410.
- Normandie どうらか並 Id., Hommage, p.9.sq. 程 R. Aubenas, Les Châteaux forts des X° et XI° siècles, Contribution à 1'étude des origines de la féodalité, R. H. D., 1938, p. 580.
- 4' Lemarignier, La dislocation, p. 405.
- 等、F. Lot et R. Fawtier, Histoire des institutions françaises au moyen-âge, t.I. Institutions seigneuriales, Paris, 1957. せ、Normandie, 1'Empire plantagenêt, L'État toulousain, Auvergne, Champagne, Dauphihé, Aquitaine, Gascogne, Bourgogne, Provence, Bretagne, Bourbonnais, Béarn, Flandre や何もいったもないかった。

- vanti 周辺地域をとりいれていない。従つて ≪domaine Paris 周辺地域をとりいれていない。従つて ≪domaine
- が Perrin の研究に示唆を受けたことを明記する。4、Lemarigneir, La dislocation, p. 410. n.2. は、その図式
- en Lorraine, d'après les plus anciens censiers (IX^e-XII^e siècle), Paris, 1935, p.660 sq. surtout p.744.

4' Ch.-Ed. Perrin, Recherches sur la Seigneurie rurale

- 4° Perrin, op. cit., p.666, et passim.
- 4、Bloch, op. cit., I, p.90. が、かく名ずけた。 4、G.Duby, La société aux XI。et XII。siècles dans la

région mâconnaise, Paris, 1953.

- 乳' M. Garaud, La Construction des châteaux et les destinées de la ≪vicaria≫ et du ≪vicarius≫ carolingiens en Poitou, R. H. D., 1953, p. 54-78. Id., Les vicomtes de Poitou (IX⁴-XII⁴ siècle). 註貿緣熙°
- 5、註4の、43。Normandie では、consuetudo 中に vicaria がの強く形成された。 51、Bloch, op. cit., I, p.91. は、Lorraine の seigneurie がフランスのそれとドイツのそれの中間形態たるを指摘して
- 窓'、《Chartes et diplômes relatifs à l'histoire de France》 (Académie des Inscriptions et des Belles Lettres 〒

France, 1908. のみである。他に之に比すべき厳密正確な史がた Philippe-Auguste の Recueil des actes を除けば、M. Prou, Recueil des actes de Philippe I**, Roi de Phi

密化する必要上、他の年代記類は本稿では利用を避けた。 は記す)にたよらざるを得なかつた。尚考察の場を限定し厳 従つて参照文献も差当りは Newman. Fliche (以下とのま 料集成が見当らぬ故、一応之を根本として考察を進めたい。

一章 所 有

一、名

語の≪domaine≫としての意味を現実に残しているものは一例にすぎない。而してそれが teloneum を対象としている 代つた。 フィリップ一世 の 諸文書中に見られる 《fiscus》 は、 ほとんどその本来 の 意味を失い、 贈与 又は 確認文書 点は、逆に teloneum がカロリンガ時代の droits régaliens から直接発した事を意味するのではあるまいか。 いて見れば、若干の例外があるが、それがシャルル禿頭王以来の immunitas の確認や、ルイ敬虔王のそれの確認の場合 にはカロリンガ朝の文書がそのまま転写された可能性が強い。他の諸例も確認文書で、辛じて十一世紀後半におけるその 而してカロリンガ朝で一般的であつた 《fiscus》 は次第に減少して、アンリ一世をもつてほぼ終り、《dominium》 が (confirmations) の末尾に、 当該文書の規定が犯された際の罰金(収入)としてのみ記載されている。 記載例のみにつ Luchaire 及び Newman によつて≪domaine≫を指示すると考えられた語は≪fiscus≫及び≪dominium≫である。

得た。之によつてみても、《dominium》は土地を基礎として居り、 且それを制約なしに処分し得たものと考えるべきで は何れも寄進贈与文書で、それまで直接王の手にあつたものである。 而して王はその上に担保(vadimonium)を設定し あろう。Luchaire は風車 ≪dominium nostrum≫と明記されている場合にも、土地所有そのもの、或は之と密接せる諸権利を意味する。而も之等 ≪dominium≫ の 場合、 確認文書中のほとんどすべてが土地そのもの、 又は 土地 に 属し た所有であるのと同様に、 (molendinum) が単独で dominium に属していた例を挙げているが、この語の 用法として

初期カペー王朝の Domaine Royal (上)

は殆んど唯一の例外と云えよう。

名を冠せられていない所有が相当数予想され、その若干は《noster》《meus》又は《que nostra propria est:》と表 尚フィリップ一世文書中に《domanium》,《proprietas》の二語は使用されていない。従つて、特に dominium の

現される。

- Luchaire, Hist. des Inst., I, p. 91, et n. 2.3. Newman, p. 5. n. 2. Fliche, p. 123. はこの試みを不可能とした。
- α' «Si quis hoc violaverit, auri libras .C. fisco regali persolvat. …≫(Prou, nº Ⅲ, p. 15, aº 1060.) 「若し何人か 支払うべし。 」 が之等を犯したならば、金百リーブルを王の fiscus として

a' 1066; n' XXX, p. 92, a' 1062; n' LXII, p. 164, a' 1072; p. 47, a' 1063; n' XVI, p. 49, a' 1063; n' XXVII, p. 83 n'LXX, p. 171, a' 1073; n' LXXIII, p. 185, a' 1075; n' Prou, n° V, p. 17, a° 1060; n° IX, p. 30, a° 1061; n° XV CVI, p. 271, a' 1082; n' CX, p. 281, a' 1084; n' CXXI, p. 308, a° 1067-90. 以上ほぼ同文。

- oʻ Prou, n'XIV, 44, a'1061, ≪…jus fisci nostri≫; n' apud Compendium…». CXXIV, p. 314, a' 1092, «ecclesiamque in fisco regio
- 50′ Prou, n°[‡] I, II, pp. 6, 9. a' 1060, ≪altare in fisco tenere≫, Prou, n' LXXVII, p. 196, a' 1075. «…undecunque fiscus teloneum exigere potest, …»

- regio fisco attinet》,Engueran de Coucy 等の諸寄進の アンリー世贈与の確認。n°CXXX, p.341, a°1095.≪quod
- 6' Prou, n'CXXII, p. 309, a' 1090. ≪…Concedo monasterio Prou, n°8 XC, P. 234, CLXVII, p. 410-411. ete fisci として課せらるべき凡ての exactio から—— それが alio nomine dicitur, quod solet exigi pro consuetudine quae sive theloneum, sive transitus nominatur sive Beccensi..., ut res monachorum...ab omni exactione, theloneum 又は transitus と名ずけられている もので あ 財物が、下記の凡ての場所で、売買移送の際に consuetudo in omnibus illis locis,…≫「ベック修道院に、修道士達の fisci a vendentibus vel ementibus vel transeuntibus
- 7、註6を註4とともに参照せよ。
- ∞' Prou, n' LXX, p. 179, a' 1075, ≪Adduntur etiam his solvebatur de terra sancti PETRI, ad presens in tres p:ebende aput Versalias, una quarum sit in pominio …»; n° LXXV, p. 190, a° 1075, ≪…et censum qui mihi

dominium,...»; n° LXXXVIII, p. 230, a° 1077, «···totam terram de Bonoculo, quam hactenus in dominio habebam, ...»; n° CXI, p. 282-283, a° 1084, «···ego Fulcoio de Caldri ····concedimus duos hospites terramque quam ibi in nostro dominio tenebamus, ···».

Prou, n°C,p.259, a°1080. 土地その他の所有と権利の綜体を意味する例。《De beneficio autem nostro quicquid in *domino* possidebat, videlicet terram Villaris, cum servis et ancillis et cum omnibus ad se pertinentibus, et cum omni consuetudine terre illius pari modo annuimus;…》.

Prou, n°LXXVIII, p.198, a°1075. ≪…et nunquam in alterius potestate, ditione vel dominio,…≫.potestas, ditio (後者は意味不明) と同義語なるも、内容を詳かにしない。尚本文書はカロリンガ朝諸王の文書の確認として、カロリンガ朝文書そのままの転写である可能性が強い。

o' Prou, n' LXXVI, p. 192, a' 1075, «quod in territorio Aurelianensi quandam terram de dominio nostro ad Pontem Ossantiae····concederemus, ···»; n' CXIV, p. 288, a' 1088, «···quod de terra nostra, videlicet de dominio nostro, ···apud Veteres Stampas juxta pontem, arpennum unum donavimus, ···»; n' CXL, p. 350, a' 1101, «···ut [quandam] terram, que erat de dominio nostro, Wairiacus nuncupa [ntem], ···cum omnibus ad

terram ipsam perlinentibus conce [deremus.] ··· »; n° CXLIX, p. 379, a° 1101-1104, 《ut locum quendam Stampis proximum nomine Beddagon, quem ad id temporis in dominio nostro tenueramus ··· concederemus, ··· ».

10、Prov, n°CXXX, p.331, a°1072-1092,《…mutavimus ab ipsis canonicis sancti Vicentii .XXX. libras et eis inde quandam villulam nostram que vocatur Barberiacus, in vadimonium concessimus,…dum vero persolverimus ex toto, prefatum vadimonium redeat in dominium nostrum,…》 St.-Vincent de Senlis からの三十リーブルの借金に対して、 dominium たる villa (villula) が担保 (vadimonium) を形成し、且完済の際には王の手にもどるべく定められた。

E' Luchaire, Hist. des Inst., I, p. 91, n. 3; Diplôme de Philippe I'' pour Saint-Martin-des-Champs, an. 1070. (Marrier, Hist. S. Mart. des-Champ., p. 17) 《unum molendinum quod in dominio meo erat in Magno Ponte, 》.

12、Prou, n°LXXX, p.143, a°1070. この molendiumはSaint-Martin-des-Champs の修道士、故 Johannes の願により、当該修道院の「貧者及び外来者」に対する「宿房の場所」(ad hospitalem locum)に与えられたものである。本文書(ad hospitalem locum)に与えられたものである。本文書(おして)という。

く王と修道院との間の、交換条件に基く特殊例と想像すべき変えて貧窮者に利用せしむべきこと等を命じているが、恐らのまま保全し、修道院に属する道を耕地 (agricultura) にを構築せぬこと、パリから通ずる公道 (via publica) をそ

であろう。

コ、例えば Prou, n°CLIV, p. 388, a° 1106. 《…et omnem abbatiam ejusdem ecclesie que *nostra propria* erat…》.

二、土地所有

に属する諸語の検討から出発しなければならない。この点は今後の考察の土台となるものであるから、繁をいとわず、寄 以上の如くして、 dominium の最も本質的な部分が土地所有に依拠していると推測される以上、我々は 先ずこの範疇

⊶ villa, villula.

進贈与文書に限り、列挙することにする。

即ち当該 villa に属する(すべての)附属物(apenditiis)と共に・・・(聖ドニ修道院に)与え、・・・・而して上記 villa の朕に属していた vicaria と他の consuetudines を、同様に・・・・上記修道院に与える。・・・・」 I 「パリの pagus 内に位置する、Curtesiolum (Courcelles) という名の villa を、それに附随するすべての causa

附属するものすべてを与える。」 に渡す。mansus indominicatus を、教会を、servi を、水及び molendinum をこめて河流を、 その上当該 villa に 「Hundelicurtem(Houdilcourt)という名のvilla を、永遠に保持すべく当該教会(Saint-Nicaise de Reims)

保持せる如く、すべての収入(reditibus)と consuetudines と共に、与えた。但し凡ての附属物(appenditiis)と共 近に位置し、朕の権利(に属する)Banniolis (Bagneux) と呼ばれる villa を、父(アンリー世)が権利に基き静かに 「聖 Vicentius 聖 Germanus の(Saint-Germain-des-Prèsの)司教参事会員(coenobi)に、パリ市城壁の附

にではない。」

「朕の villa、たるCrepeio (Crépy) に隣する、朕の saltusから……」

Sauve-Majeure) に寄進。・・・・如何なる jus も、如何なる dominatioも、如何なる corveia も、 朕及び朕の後継者に つた villa を、その一切の justitia 及びすべて villa に附属せるものとともに、上記修道士 及び その 後継者達(La V 「よつて朕はこの教会(Saint-Léger au bois de Laigne)を、祭壇及び大小 decima を、又朕の proporia であ

よつて保留されず。・・・・」

territorium にある Crepeia (Crépy) と呼ばれる villa にある一 alodium を、但し兹今何人かに苦情なき限り、すべ せるそれを、かまど(furnum)と土地がもたらすべきすべての consuetudines と 共にこの贈与から支払わるべきもの V 「土地(terra)を、即ち〔朕の〕prévôt(たりし)Ivo が、 教会(Saint-Vincent de Senlis)のかたわらに所有 かつて当該場所(locus)に朕が所有せる九 hospites を一切の consuetudo とともに、金納 census 中三リーブルGuvilis と呼ばれる villa にある | molendium を、Mansionale Blavum と呼ばれる | villa を。 ランの

ルを、「最後の一コラントにいたるまで」司教会員に返還してしまわない限りは、 この villula を、 それに附属する一切 とともに、〔聖ヴァンサンとその司教会員が〕静穏に保持、所有する。 しかしながらすべてを朕が返債した際には、 この (Barberie) と呼ばれる朕の villula を、担保(vadimonium)として下記の条件により譲渡する。即ち朕が上記リーブ 朕フイリップスは・・・・同上聖ヴァンサンの司教会員から、 三十リーブルを 借用した。 よって 彼等に Barberiacus

ての consuetudines を、聖ヴァンサンとその司教会員(canonici)に譲渡する。

担保は、かつてそうであつたように、朕の dominium にかえる。・・・・」 以上がほぼ確実にフィリップ一世の手に属し、 或はその手から離れたと推定さ れる villa である。その他 Fliche は

初期カペー王朝の Domaine Royal (上)

redditi の意味を区別し難い場合もある (Ⅰ・Ⅲ・Ⅵ)。 justitia を含みながら、corveia が通常保留されるかの如き 印象 を 与 える (∀)。 consuetudo, census, その他の らは後に alodium が分離する(Ⅳ・Ⅵ)一方、 mansus indominicatus をさえ含む例が ある(Ⅱ)。 更にあるものは Mansionille villa regia を掲げるが、この文書は、それ以前の諸王の Notre-Dame de Poissy に対する寄進の確認で 諸例からも、之等の分解過程をうかがい得る。即ち villa とその附属物とは、或は causa, vicaria, consuetudines を あり、通称を Mesnil-le-Roi と云う所からしても、villa regia はすでに意味を失つていたものであろう。従つて villa の存在は以上六例に留り、 むしろ 《terra》その他の表現が次第に一般化して来るものと想像される。 しかもこの乏しい (Ⅰ)、或は水利権(漁撈権)及び molendium を(Ⅱ・Ⅵ)、包含し、或はその一部を保留される(Ⅲ)。又 Crépy か

かがい得るであろう。 依然として土地所有との密接な関係を有することと、又之等が、他方次第に権利として分離して行く傾向とを、同時にう しかしながら以上を通じて、vicaria, justitia, consuetudo, corveia, census, molendium, aqua等の諸権利

il

1、Prou, n° W, p. 14, a° 1060, 《…quandam villam in pago Parisiacensi sitam, nomine Curtesiolum cum omni adjacenti causa vel apenditiis que ad eandem villam pertinet, …donaremus…; hujus autem villae supradicte vicariam aliasque consuetudines que ad nos pertinebant similiter…ut ecclesiae supradictae concederemus. 》 この villa はフィリップ一世の叔母が、聖ドニと結んだ 60 libras の債権の担保(vadimonium)をなし、彼女の意

志によりこの贈与が行われた。従つて本 villa の本来的な帰属には疑問がある。Fliche も Newman・6 之にふれていない。尚との consuetudo は後に再度聖ドニに譲渡された。Prou, n°LXV, p.171, a°1073, ≪…omnem consuetudines quas habebam in villa que dicitur Curtiliolis, quam ipsa ex suo habere emerat et sancto Dyonisio…contulerat, eidem sanctissimo loco concederem…》

2、Prou, n°X, p.31, a°1061. ≪…villam nomine Hundeli-

curtem perpetuo habendam eidem ecclesie tradimus,

mansum indominicatum, ecclesiam, servos, aquam et aquae decursum cum molendino, et postremo omnia ad eadem villam pertinentia eidem ecclesie concedimus.

oʻ Prou, n° XIII, p. 41, a° 1061, «···donavimus coenobio sancti VICENTI et sancti GERMANI quandam villam nostri juris nuncupatam Banniolis, sitam prope moenia Parisiace urbis, cum omnibus reditibus et consuetudinibus sicut pater meus jure quieto tenuerat, necnon cum omnibus appenditiis suis, ···».

Cf. Fliche, p.126; Newman, p.125, n°27. Prou. はこれが Bagneux と一致すると考えたが、その一部 Châtillonsous-Bagneux のみである疑がある (Newman, loc. cit.) 満ての villa は Combe-la-Ville を Eudes に授封すべく、当該修道院から没収した代償として与えられたものである。Combe-la-Ville については本文書と共に、Pfister, Robert-le-Pieux, p.88; Ganshof, Qu'est-ce que la féodalité, Bruxelles, 1947. p.153. 参照。

4、Prou, n°XCVIII, p.252, a°1080,≪de saltu nostro qui adjacet Crespeio, ville nostre…≫. Cf. Fliche, p.126; Newman, p.125, n°30. Saint-Vincent de Laonの教会、修道院修復にあてるため、Saltus から木材採伐を許可したもの。

ю' Prou, n'CIX, p.278, a'1083, «Hanc itaque ecclesiam

初期カペー王朝の Domaine Royal (上)

©、Prou, n°CXXX.p.330-331, a° 1079-1092, 《terram scilicet quam juxta aecclesiam Ivo prepositus possidebat, ab ipso pretio emptam, cum furno et omnibus consuetudinibus quas terra reddere solet; novem hospites, cum omni consuetudine, quos prius in eodem loco possidebam; de censu monete, tres libras:…molendium unum in villa que dicitur Guvilis, villam unam que dicitur Mansionale Blavum; in territorio Laudunensi, alodium unum in villa que dicitur Crepis, sed ne quis deinceps eis molestus sit, concedo omnes omnino consuetudines sancto Vicentio et canonicis ejus》 礼以 続く引用は、前節註口。

ヽ、H. Gravier, Essai sur les prévôts royaux du XI^e au XIV^e siècle, Paris, 1904, p.214. 一〇六〇年頃に Yves

Fliche も Newman も、この引用の前半部を認めていないが SenlisのPrévôt royal として存在し、更に一〇六〇一六が SenlisのPrévôt royal roy

Newman も認めている(p. 125, n°30)。 Newman も認めている(p. 125, n°30)。

が、その理由は不明。

9、≪usque ad novissimum quadrantem.≫ 意味不明。マタイ伝五章二十六節の引用と推定。(Prou, p. 331, n. 2.)
10、Fliche, p. 126

I'. Prou, n'XII, p.36, a' 1061.

12、mansus indominicatus の分解と、 seigneurie banale 成立との関連については、差当り M. Bloch, Les caractères originaux, I. p. 68. sq., I, p. 90, 101sq.

3' Cf. M. Bloch, op. cit., I, p. 76.

4、この場合の consuetudo は、明かに Lemarignier の云うそれではない。Luchaire によれば cens, champart, terrage, brenage, forage, minage を含む (Hist. des Inst, I, p. 93-94.)、又 Newman によれば vilicatio, thessera et plaustrization (意味不明) 等をも含む、諸収入の総称である(p. 7-8) consuetudo と解すべきである。 之等については後述。

terra, locus, alodium, mansus.

I 「・・・・Gaudine の terra を寄進・・・・」

れるに非ざれば、他はすべての consuetudo と exactio から自由、隔絶、且静かにあるべきを・・・・宣言する。」 を、Cluny の教会に寄進する。・・・・而して上記オルレアンの territorium 内の之等の土地が、修道士達によつて収納さ 「オルレアンの territorium 内の Pont-aux-Moines にある、王の dominium(に属する)そこばく かの terra

所にある朕の土地から、所有すべく追加寄進する。・・・・」 ■ 「而して上記(Cluny の)修道士達に、彼等が修道院を造築するに充分なだけ、Vetus Castellaris と云われる場

べてを、又 Medantensus (Mantes) の城の teloneum のうち貨幣三十リーブルを・・・・贈与或は返還する。・・・・ J 「更にそれに加えて、Glutton(Gloton)と呼ばれる当該 villa の piscacio の全部を、hospites を含む土地のす

ともに寄進。・・・・更に Mellentus の教会を寄進。・・・・ 』 に属するすべてとともに、又当該教会の北側に接し、その内に家屋のある土地を、修道士達の住居として、朕の果樹園と V 「而して彼等(Bec 修道院の)司教参事会員に、Sancta Maria de Pexeio (Notre-Dame de Poissy)教会をそれ

Silva を、修道院のすべての使用に〔供すべく〕、 叉彼等が朕に請願した、 Pontum Levi (Pontlevoy) にある土地を譲 Ⅵ 「よつて朕は彼等 (Saint-Pierre de Néauphle-le-Vieux の修道士) に、Aquilina (Iveline) と呼ばれる朕の

当該土地のかたわらを流れる河水を、彼等に権利として与える。・・・・」 consuetudo に基いて〔要求又は強請されるが如き〕何ものをも要求又は強請されず。……而して同様に、この救貧院に、 から解放され、静かである事を、神によつて宣告する。 若し朕の 市場に 売り又は買いに来たならば、他では、市場の 或は朕(自身) により、 或は朕の ministeriales によつて、或は他の何人かによつて要求される朕のすべての consuetudo をなさんとすることを、・・・・而して同上の〔一〕arpent に集められ、或は集めらるべき hospites は、その地について、 あれ、上記の土地で何等かの consuetudo を 要求し或は課そうと(すること)、 或は同上土地にて violentia 或は tolta Receptaculus pauperum(救貧院)と云われているものに、Veteres Stampas (Étampes-les-Vieilles) の橋のほとりの ▼ 「朕の土地のうちで、即ち朕の dominium のうち、 domus Domini Dei (la Maison-Dieu)、換言すれば arpent を与える。・・・・朕は定め且禁ずる、朕の prévôt であれ、他の ministeriales であれ、又他の如何なる人で

せる九 hospites をすべての consuetudo とともに金納 census 中三リーブルを、・・・・Crépy と呼ばれる villaにある alodiumを・・・」 「土地を、即ち〔朕の〕prévôt〔たりし〕Ivo が教会のかたわらに所有せるそれを……かつて当該場所に朕が所有

Nicolas-aux-Bois 修道院に)贈与せんことを・・・・」 「朕の dominium に存した、Wairiacus と呼ばれる 土地 を・・・・・その 土地に附属する 一切 と と も に (Saint-

が如き事を何たりとも、敢てなさざらんことを・・・・」 consuetudines とともに、・・・寄進する。 而して朕の後継者、 或は朕の ministeriales の何人も、 朕の慈悲にもとる 上記指名 の 場所をすべての住民(accoli)とともに、 換言すれば、 その土地に負 う 一切 の〔義務〕と、〔その土地の〕 有すべく・・・・寄進するよう〔請願を受けた〕。・・・・よつて朕及び王子 Ludovicus は、 彼等の正しい 請願に動かされて、 う】場所(locus)を、その場所に教会堂が建立される故をもつて、 上記教会(Notre-Dame d'Étampes)に 永遠 に所 X 「この時にいたるまで朕の dominium の うちに保有されていた、Étampes に近く、その名を Beddagon (と云

る。 近い朕の住居(宮殿)にいたる流れにおいて朕が徴収していた一切の権利(jus)と一切の収入を〔当該修道院に〕寄進す ····更に piscatio に必要な、Loire 河に近い他の三 mansi を、彼等に与える····」 「Legerus (Loire) 河の、 当該修道院 (Saint-Benoît-sur-Loire) から、 Castrum Novum (Châteauneuf) に

雑多な諸権利と単に併列された場合である(Ⅰ・Ⅳ・Ⅲ)。 或はその内で 第二の場合がこの段階では最も一般化された典 その他その土地に属する一切の義務)。第三に、villa の記述様式とほとんど区別し得ぬものがある(II)。而して最後に、 consuetudo と exactio の一定部分の譲渡。Ⅳ、hospites の譲渡?。Ⅲ、 consuetudo の譲渡、 violentia, tolta の禁 権利そのものを分割譲渡する目的が主で、 そのため 必要 な 最少限度 の 土地 を 設定したかに見える 場合 が あ る (Ⅱ、 止或は譲渡。hospites 及び彼等に対する consuetudo,市場権の譲渡。 河水権の分割譲渡。 X、住民、consuetudines した場合がある(Ⅲ、修道院建立敷地。Ⅴ、修道士の住居。 Ⅹ、教会堂建立敷地。 Ⅺ、漁撈権行使のため)。第二に、諸 之等を通看して、以上十一例を、幾つかのグループに分類し得るのではないかと考えられる。第一に、使用目的を明記

型的なケースではなかつたかとも想像される。

は恐らくは之等が、本来的にその対象がもつ条件によつて制約されていたのみならず、droits régaliens の解体の結果で を参照)、teloneum (Ⅳ) 河水権又は piscatio (Ⅳ・Ⅵ・Ⅺ) 等は、その背後に広大なひろがりを感じさせる。この特性 は皆無である。その他 villa の場合に見られた justitia も vicaria も存在しない。それに反して、census (Ⅷ、i・Ⅵ 尚之等のグループ を通じて consuetudo が土地又はその土地に属する住民に課する雑収入以外 の 意味で用いられた例

ある点にも由来するであろう。

原する事は不可能である。最少限度に結論し得ることは、第三者の土地の上に設定された王の諸権利が相当数あつたであ 城(castrum, castellum)宮殿(camera, palatia, domus)果樹園又は葡萄園、風(水)車(molendium)の若干 う点である。以下その観点から、諸権利と、それによる支配とを追究したいと思う。 からも Etampes 近郊に、一大土地所有があつたことも推察し得る (ii・W・X)。而し之等は、その全規模において復 の所有が見出される一方、森林(forestum, silva, saltus)及び教会・修道院の「大所有が存した。 又之等の 文書のみ ろうことであり、又それ等が、その所属の如何を問わず、何等かの形で土地と結合して表象されていたのではないかとい は王全体の所有に比して、極めて小部分を形成していたにすぎないであろう。又上掲の諸文書の随所にあらわれた如く、 王の土地所有は、文書から立証せんとする限り、余りにも小さく、且諸権利と分ちがたく錯合している。もとより之等

į.

1、Prou, n° LXIII, p.168, a° 1073. Cf. Newman, p.125, n° 25. Saint- Germain-en-Laye に対するもの。詳述なし。 2、Prou, n° LXXVI, p. 192-193, a° 1075. 王が寄進したものに加えて、騎士 Ingelbaldus のそれあり。 《quod in

初期カペー王朝の Domaine Royal (上)

territorio Aurelianensi quandam terram de dominio nostro ad Pontem Ossantiae Cluniacensi aecclesiae concederemus, ····et terras illas quas····in supradicto Aurelianensi territorio, ab omni consutudine et exactione, nisi quae fratribus redderentur, de cetero

初期カペー王朝の Domaine Royal (上)

libras et absolutas et quietas esse, ·· clamaremus. ·· 》 Cf. Fliche, p. 126. Newmen に言及なし。

co' Prou, n° LXXIX, p. 202, a° 1075-1076. ≪Addidimus etiam supradictis fratribus ut habeant de terra nostra in loco qui dicitur Vetus Castellaris quantum eis sufficiat ad faciendum monasterium. ·· ≫

Cf. Fliche, p. 126. Newman, p.126, nº 34.

Abbeville 附近と推定される。 Cf. Prou, p.201. n.2.

4' Prou, n° LXXXIX, p. 232, a° 1077. 《Adhuc concedo atque reddo totam piscacionem cujusdam ville ques Glutton vocatur et totam terram cum hospitibus, et triginta nunmorum libras de teloneo Medantensis castri,……》

Gloton の所有が王に存するか、 或は Bec 修道院に存するかが明かでなく、且「贈与或は返還」という記述も不明瞭であかが明かでなく、且「贈与或は返還」という記述も不明瞭であかが明かでなく、且「贈与或は返還」という記述も不明瞭であり、126.

o' Prou, n°XC, p. 233-234, a° 1077. «Dedi etiam eidem coenobio ecclesiam sanctae Mariae de Pexeio cum omnibus pertinentibus ad eam, et terram juxta ipsam ecclesiam ab aquilone, in qua domus erat…ad habita-

ja Lasteyrie, Cartulaire général de Paris, [,n°161, p.180. の刊本は、 Ablon, Mons, Villeneuve-le-Roi, Poissy et Aubervilliers 等における土地所有を証しているが、Prou 刊本にはこの部分が欠除しているので除外した。Cf. Newman.p. 125,n°24.

6' Prou, n°XCI, p. 235, a°1078. 《Concessimus quoque eis silvam nostram ad omnem [usum manasterii, qu`g vocatur Aquilina, et terram quandam, quam a nobis expetierunt, que est apud Pont(um Levy,…》
Cf. Fliche, p. 126. Newmen, p. 125, n°18.

nostra, videlicet de dominio nostro, domui Domini Dei, que dicitur Receptaculo siquidem pauperum, apud Veteres Stampis juxta pontem, arpennum unum donavimus,..... Precipimus autem..... inhibemus quod nullus prepositus noster nec ceteri ministeriales nostri nec alia quelibet persona de prefata terra quamlibet consuetudinem requirere seu capere nec in ipsa violentiam seu toltam facere presumat,..... Hospites autem qui in ipso arpenno conversantur, et conversaturos, ab omni consuetudine nostra, que de ipsa terra ab eis requiratur tam a nobis quam a ministerialibus nostris

seu ab aliqua persona, ... solutos pro Deo clamamus et quietos. Quod si ad forum nostrorum vendere vel emere venerint, nichil ab eis preter justam fori consuetudinem requiratur aut exigatur; ... Similiter autem eidem hospicio aquam juxta terram ipsam profluentem eodem jure donavimus......»

Cf. Fliche, p.126, p.131-133. Newman, p.125, n° 23, p.128, n°57, p.129,n°73.

8、villa の項及び註6。

9、前節註印に引用。Prou, n°CXL, p. 350, a° 1101. Cf. Fliche, p. 126. Newman, p.125. n°30.

et omnem redibitionem quam exigebamus in fluvio Ligeris in circuitu ipsius monasterii usque ad nostram domum prope Castrum Novum; …… tres alios quoque mansos ad piscationem necessarios prope eundem fluvium Ligeris eisdem damus. ……》 Cf. Newman, p.127, n°56. Newman は河川権と漁撈権の存在のみを認めて、この mansi に言及しない。 王の mansus で明証あるはこの文書のみで、而も之等が piscatio 行使に必要な場所として提供された点に注意。

2、Prou, n°LXXXIX, p.232,a°1077. 本節 ii・Ⅳ、及び註4、「Mantes の城」。Prou,n°CXXXVI, p.345-346,a°1068-1098. ≪…Castellumnostrum, nomine Carisiacum, in pago Suessionico, situm…≫「Soissous の pagus にあり、その名を Quierzy という朕の城を…°」

3、Prou, n° I, p.7; n° II, p.12, a°1060. ≪Actum Drocis castro publice, in aula regis≫; ≪Drocis in sua camera ≫「…Dreux の城の王の広間にて(文書)公けに作製…」。「Dreux の、彼等(王と王妃)の房で…」

Prou, n°XLV, p.124, a°1069; n° CXXXVIII p.347, a° 1100, 《in palatio Meldunis》;《Miliduni in novo palatio》「Melun の宮殿にレー」「Melun の新宮殿にレー」。Prou, n° LXXXVI, p.226, a° 1077; n° CLIV, p.388, a°1106;《Actum publice Aurelianis, in palatio nost-

ro≫. ≪Actum Aurelianis in palatio≫.「Orléans の宮殿 にて……」

の住居……」ii・X、及び註11参照。 Prou, n°CI, p. 262, a°1081, 「Châteauneuf-sur-Loire

の房でなされた。…」Fliche, p.95. は之を城に分類するも誤、 tionem feci apud supradictum Castrum Pontis Isaræ, camera mea を採る。Cf. Newman. p.124, n°15. in camera mea…≫「この寄進は上記 Pontoise の城で、朕 Prou, n°CXXII, p.309, a°1086-1090. ≪Hanc dona-

14、ii·V、註5、(pomarium)。 trum vinearum》 […(Orléans にある) 朕の葡萄畑の一か といを…」 Prou, n°LXXXVIII, p.228, a°1077, 《Clausam nos-

文書からは不明。Cf. Newman, p. 125f. n°31. ii・N Warry の地に葡萄園が存したるが如きも、

当該

はふれない(典型的には、ⅰ・Ⅱ)。

15、i • Ⅱ参照。

頁及び註12)参照。 minium に属する molendium については、前述(一、四一 Saint-Martin-des-Champs の救貧院に与えられた、do-

進……。」i・Iに先行する部分。 Filiolicurtis dedi…》「Filiancourt の molendium を寄 Prou, n°LXIII, p.168, a' 1073, «Molendium etiam

16、多数につき列挙せず。森林所有が譲渡されることは殆んどな

ば、villa 解体の過程をたどる一標識たり得ようが、此処で 限の可能性を有するは言をまたない。教会譲渡は私見によれ 等が、採伐権や放牧権に対しても、又新規開墾に対しても無 は、その一部又はその使用権のみであると解 され よ う。 之 ない。又 Iveline の場合(ii・Ⅵ)にしても、譲渡されたの や villa が寄進されても、森林そのものの所有には関わりが い。例えばi・Vの場合にも Laigne の森の中に存した教会

Sur le Domaine Royal sous les Premiers Capetiens

—Le domaine la que sous le règne de Philippe l^{er} ——(I)

Par H. Mori

«La détermination exacte de ce domaine (royal), A. Luchaire a écrit, durant la période antérieure au XIIIe siècle est une des tâches les plus difficiles que puisse s'imposer l'historien». Quand W. M. Newman a considéré le domaine royal, surtout le domaine laïque sous les premiers Capétiens (987—1180) comme l'≪ensemble des droits», cette définition se rend opposant aux historiens qui n'ont jamais douté la territorialité du ≪domaine». Mettant en vue les nouvelles notions territoriales, la seigneurie banale et la ≪consuetudo», proposées récemment par Ch.-Ed. Perrin, J.-F. Lemarignier etc., comment devons-nous comprendre le caractère principal du domaine royal?

Dans les chartes de Philippe Ie', le mot correspondant au domaine n'existe que le «dominium». Malgré que ce mot n'a été utilisé qu'au sens de la propriété foncière, les villae ou les terres royales ici mentionnées sont si rares et si morcelées, que nous ne pouvons pas figurer leur visage concret. Le domaine royal donc n'est pas déteminé par un territoire purement foncier. Nous rechercherons son organisation et son admimistration, en analysant les droits attachés encore étroitement à la terre dans la seconde moitié du XIe siècle.

(A suivre).